



平成 20 年 7 月 25 日

各 位

熊 本 県 熊 本 市 南 熊 本 三 丁 目 1 4 番 3 号  
株 式 会 社 ト ラ ン ス ジ ェ ニ ッ ク  
代 表 取 締 役 社 長 是 石 匡 宏  
( コード番号 2342 東証マザーズ )  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 部 長 中 川 隆 生  
電 話 番 号 0 7 8 - 3 0 6 - 0 5 9 0

## ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条に基づき、当社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、平成 20 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の決議により当社株主総会の委任を受け、本日開催の取締役会において、当社の従業員、当社の関係会社の取締役および従業員ならびに社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役に対するストック・オプションの発行に関しては、平成 20 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において取締役に対するストック・オプション報酬額および内容として承認された新株予約権の個数、内容および金額の総額の範囲内で行うものです。

### 記

#### 【1】 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

##### 1. 取締役に対して新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式3,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

###### (2) 新株予約権の総数

3,000個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

平成20年8月15日

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回らないものとする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、割当日後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社が必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月15日より平成30年7月24日

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員、当社の関係会社の取締役または従業員もしくは社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得事由および条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完

全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

**【2】当社の従業員、当社の関係会社の取締役および従業員ならびに社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件**

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員、当社の関係会社の取締役および従業員ならびに社外協力者に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,791株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

1,791個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

平成20年8月15日

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、割当日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回らないものとする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、割当日後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社が必要と認める調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月15日より平成30年7月24日

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役または従業員、当社の関係会社の取締役または従業員もしくは社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の取得については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の取得事由および条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上